

福岡県公報

令 和 4 年 8 月 2 日
第 320 号

目 次

告 示 (第749号 - 第753号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 3
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 4
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 4
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 建築士法第9条第3項に基づく免許の取消し (建築指導課) 4
- 意見募集の結果の公示 (環境保全課) 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出

(中小企業振興課) 5

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 5
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 6
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) 7
- クロスボウの取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 7

告 示

福岡県告示第749号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令 和 4 年 8 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県 道	八 女 香 春 線		前	朝倉市杷木星丸1168番15先から朝倉市杷木松末1008番先まで	7.5 ～ 15.5	1034.1
			前	朝倉市杷木星丸1168番15先から朝倉市杷木松末1008番先まで	7.5 ～ 15.5	1022.1
			前	朝倉市杷木星丸1168番15先から朝倉市杷木松末1008番先まで	7.5 ～ 18.6	1035.4

			後	朝倉市杷木星丸1168番15先から 朝倉市杷木松末1008番先まで	7.5 ～ 15.5	1022.1
			後	朝倉市杷木星丸1168番15先から 朝倉市杷木松末1008番先まで	7.5 ～ 19.4	1035.4

福岡県告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県 道	八 香 女 春 線		前	朝倉市杷木松末1170番先から 朝倉市杷木赤谷861番1先まで	7.0 ～ 33.0	862.3
			前	朝倉市杷木松末1170番先から 朝倉市杷木赤谷861番1先まで	6.4 ～ 33.0	860.4
			前	朝倉市杷木松末1170番先から 朝倉市杷木赤谷861番1先まで	6.4 ～ 33.0	765.2
			前	朝倉市杷木赤谷819番2先から 朝倉市杷木赤谷861番1先まで	7.5 ～ 33.0	439.0
			後	朝倉市杷木松末1170番先から 朝倉市杷木赤谷861番1先まで	7.0 ～ 33.0	862.3
			後	朝倉市杷木松末1170番先から 朝倉市杷木赤谷861番1先まで	6.4 ～ 35.6	766.5

			後	朝倉市杷木松末1170番先から 朝倉市杷木赤谷861番1先まで	6.4 ～ 35.6	765.2
			後	朝倉市杷木赤谷819番2先から 朝倉市杷木赤谷861番1先まで	7.5 ～ 33.0	439.0

福岡県告示第751号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年8月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	八 香 女 春 線	朝倉市杷木星丸1168番15先から 朝倉市杷木松末1001番1先まで

福岡県告示第752号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和44年12月27日農林省告示第2055号（1、3に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第753号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林子定森林の所在場所

田川郡添田町大字落合字柳ヶ迫2153（次の図に示す部分に限る。）、字上ノ森2163の2（次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
広川土地改良区	令和4年7月21日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和4年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
上穂波東土地改良区	令和4年7月21日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和4年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
辻垣・道場寺・高瀬土地改良区	令和4年7月21日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和4年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
安中土地改良区	令和4年7月21日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和4年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営井手浦下地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和4年8月2日から 令和4年8月31日まで	宗像市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和4年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営尻長下・広光地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和4年8月2日から 令和4年8月31日まで	福津市役所

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和4年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用ため池整備事業（湊3地区）	令和3年3月30日
客土事業（昭和開北部第二地区）	令和4年2月8日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字提字ヤシキ3585番1及び3585番6から3585番20まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号
東宝ホーム株式会社
代表取締役 渡部 通

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第3項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告する。

令和4年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

処分年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
令和4年7月21日	隈元 敏裕	24409	死亡

公告

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、令和4年3月18日から令和4年4月18日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和4年7月29日に公布しました。

令和4年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

環境部環境保全課大気係

電話：092-643-3360

メールアドレス：taiki@pref.fukuoka.lg.jp

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年7月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパードラッグコスモス八女店

(2) 所在地 八女市大字室岡字道手43番地外9筆

3 当該大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

変更後

芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 辻田 泰徳
東京都千代田区麹町五丁目1番地1

芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 織田 寛明
東京都千代田区麹町五丁目1番地1

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年8月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年7月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパードラッグコスモス吉井店

(2) 所在地 うきは市吉井町生葉字赤長732番2外5筆

3 当該大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区麹町五丁目1番地1	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明 東京都千代田区麹町五丁目1番地1

公安委員会

福岡県公安委員会告示第181号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により

告示する。

令和4年8月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和4年9月19日（月） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、

その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第182号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和4年8月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和4年9月19日（月） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市南区塩原二丁目3番1号 南警察署 会議室	南警察署
令和4年9月23日（金） 午後1時30分～午後4時30分	田川郡川崎町大字田原772番地1 川崎町勤労青少年ホーム	田川警察署
令和4年9月25日（日） 午後1時30分～午後4時30分	八女市本町465番地 八女警察署 会議室	八女警察署
令和4年9月30日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡東区大谷一丁目1番1号 八幡東警察署 会議室	八幡東警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第183号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和4年8月2日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和4年10月6日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和4年10月13日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和4年10月6日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	各15名

3 注意事項

- 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の

練習をするように努めること。

- ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第184号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条の2第2項の規定により告示する。

令和4年8月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

- 講習会の日時
令和4年9月13日（火） 午前10時から午後5時までの間
- 講習会の場所
北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室
- 受講対象者
福岡県内に住所を有する者
- 受講可能人員
20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査

午後4時30分～午後5時00分

考查結果の公表
(合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。